

令和6年度 大浜中学校の校則

服装

- 校内では名札を着用すること。
- プレザー・学ラン・セーラー服着用時はカーディガン（ベスト・セーター）（色は黒・紺・灰・茶・ベージュ・白でワンポイント可）の着用は認める。
- プレザー・学ランのボタンは学校指定のものをつけて、ボタンもしめておくこと。
- ポロシャツは白・無地を着用。ワンポイントなし。白・無地であれば市販のものも認める。
- カッターシャツの着用は認めない。（3年生は学ランのため可）
- 変形服は一切認めない。
- スカート内は短パン着用可。長ズボンやスエット類の着用は禁止。黒・肌色の無地ストッキングやタイツ、レギンスは着用可。
- スカートの長さは膝が隠れる程度で、特に長いものや短いものは禁止とする。意図的に短く切ったスカートは変形服と見なし着用不可とする。

靴

- 運動に適した靴であること。（色の指定は特になし）スリッパ・クロックス・ブーツ・厚底スニーカーなどは禁止とする。

靴下

- 色の指定はなし。ルーズソックスや飾り付きのものは禁止とする。

頭髪

- ワックス・ジェル・グリース・ヘアスプレーなどの使用は禁止とする。
- 派手な髪型や奇抜な髪型（地肌が見えるような編み込みや剃り込みなど）は禁止とする。
- 染色や脱色・パーマ（巻き髪）・つけ毛などは禁止とする。
- 化粧（色付きリップ含む）やカラーコンタクトは禁止とする。ピアスなどの装飾類も禁止とする。
- 髪をくくるためのヘアピンやゴムについては派手なものや大きなものは着用不可。

その他

- 本校指定のカバンを使用したうえで、その他荷物の増加による私物のカバンの使用可。部活動の荷物は顧問の指示に従い持ってくること。
- 冬場の登下校時は、手袋やマフラー・ネックウォーマーを着用してもよいが校内では着用しないこと。夏場の手持ち扇風機についても同様。
- 登下校時の帽子についてはキャップタイプのみ着用可。校舎内では着用しない。
- 防寒着は決められた期間に登下校時のみ、高価なものや華美でないものであれば着用してもよい。校内では自分で管理すること。
- 貴重品は持ち込み禁止とする。やむを得ず持ち込む場合は必ず担任に預けること。
- 携帯電話・スマートフォンは原則持ち込み禁止とする。やむを得ず持ち込む場合は同意書を提出の上、必ず担任に預けること。